

釜石市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等の監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月12日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名称

公益財団法人 釜石・大槌地域産業育成センター

(2) 設立の目的

経営資源の蓄積及び新分野進出のための研究開発を支援し、かつ、産業構造及び技術蓄積の方向を調査研究することにより、地域産業振興の総合的支援を行い、もって地域中小企業の事業再構築と地域活性化を図ることを目的として設立された。

(3) 市との関係

出資(出捐)及び財政援助(補助金)団体

① 出資(出捐)金額 79,500,000 円

うち基本財産出捐金額 2,500,000 円(出捐割合 50%)

② 釜石・大槌地域産業育成センター管理運営事業補助金

令和元年度 31,899,500 円

③ 高度ものづくり産業推進事業補助金

令和元年度 16,619,000 円

④ 海洋エネルギー関連産業創出事業補助金

令和元年度 2,689,874 円

⑤ 地域資源活用推進事業補助金

令和元年度 1,400,000 円

3 監査の実施期間

令和 2 年 11 月 16 日から令和 2 年 11 月 27 日まで

4 監査の範囲

令和元年度財政的援助等に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、補助金の交付手続は適切か、補助事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

事業は、出資(出捐)及び補助目的に沿っておおむね適正に執行され、経営成績及び財政状態は良好であると認められた。

[別紙]

財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 名 称

釜石市体育協会

(2) 設立の目的

体育の振興及び市民の体力の向上を図り、スポーツを通して明るい町づくりに寄与することを目的として設立された。

(3) 市との関係

財政援助（補助金）団体、公の施設の指定管理者

① 釜石市体育協会運営事業補助金

令和元年度 4,000,000 円

② スポーツ大会開催及び参加事業補助金（東海市スポーツ交流事業）

令和元年度 1,386,026 円

③ 昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び平田公園クラブハウスの指定管理者

指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

指定管理料 令和元年度 19,697,713 円

3 監査の実施期間

令和 2 年 12 月 7 日から令和 2 年 12 月 18 日まで

4 監査の範囲

令和元年度事業補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務執行状況

5 監査の方法

補助金の交付手続は適切か、補助事業は目的に沿って効果的に行なわれているか、指定管理施設は適切に管理され、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、収支の会計経理は適正かに主眼を置き、それぞれの関係帳簿、証書類との照合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

6 監査の結果

事業は、補助目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。また、指定管理施設は適切に管理され、業務は協定等に基づきおおむね適正に執行されているものと認められた。